

奈良県告示第二百五十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和元年十月一日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	堀内 隆史	医療機関の名称	医療法人和幸会阪奈中央病院	医療機関の所在地	生駒市俵口町七四一番地	診療科目	整形外科（肢体不自由）	辞退年月日	令和元年六月三十日
降矢 芳子	社会医療法人平成記念会平成記念病院	七	檀原市四条町八二七	脳神経内科（肢体不自由）	令和元年六月一日				